

社会福祉法人指導監査研修会

社会福祉連携推進法人制度に ついて

令和6年5月23日（木）



熊本県社会福祉課
指導監査班

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

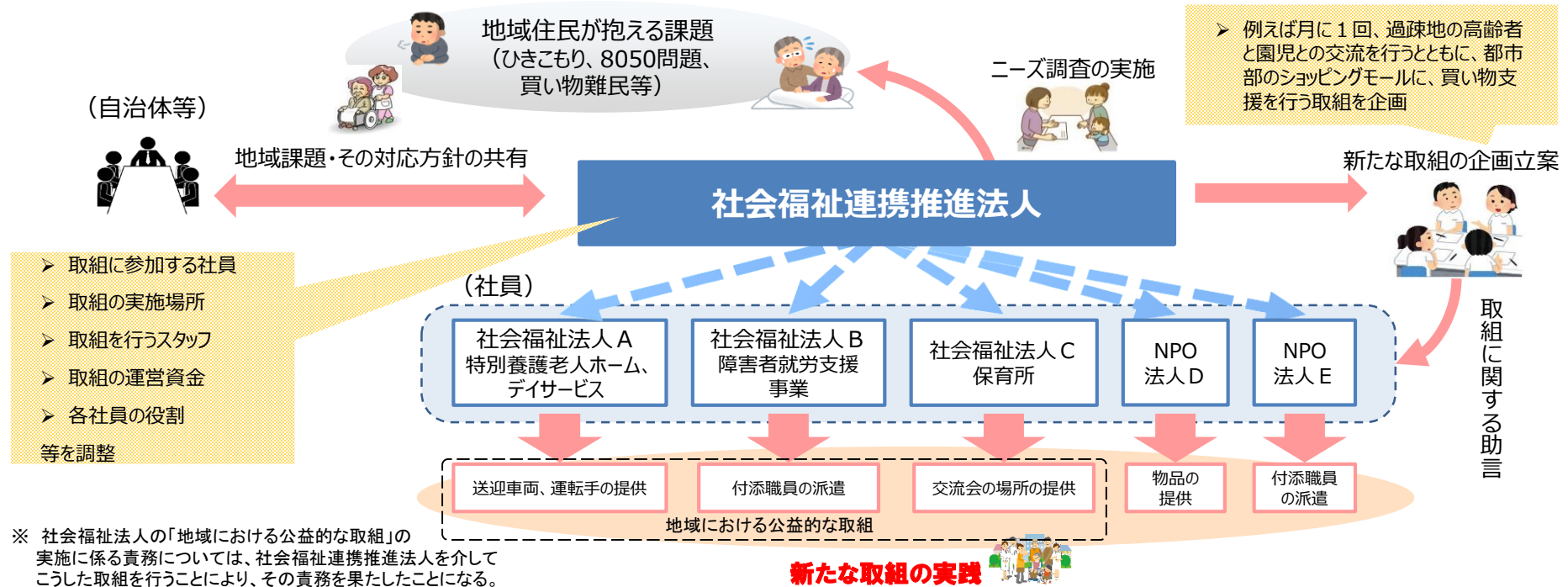

 所轄庁 都道府県知事 市長 区長
 指定都市の長、厚生労働大臣のいすれかり、
 認定・指導監督

(参考) 地域福祉支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」は、

- ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
- ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供
- ・ 取組の実施状況の把握・分析
- ・ 地域住民に対する取組の周知・広報
- ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整

等の業務が該当する。



社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。

ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること

イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること

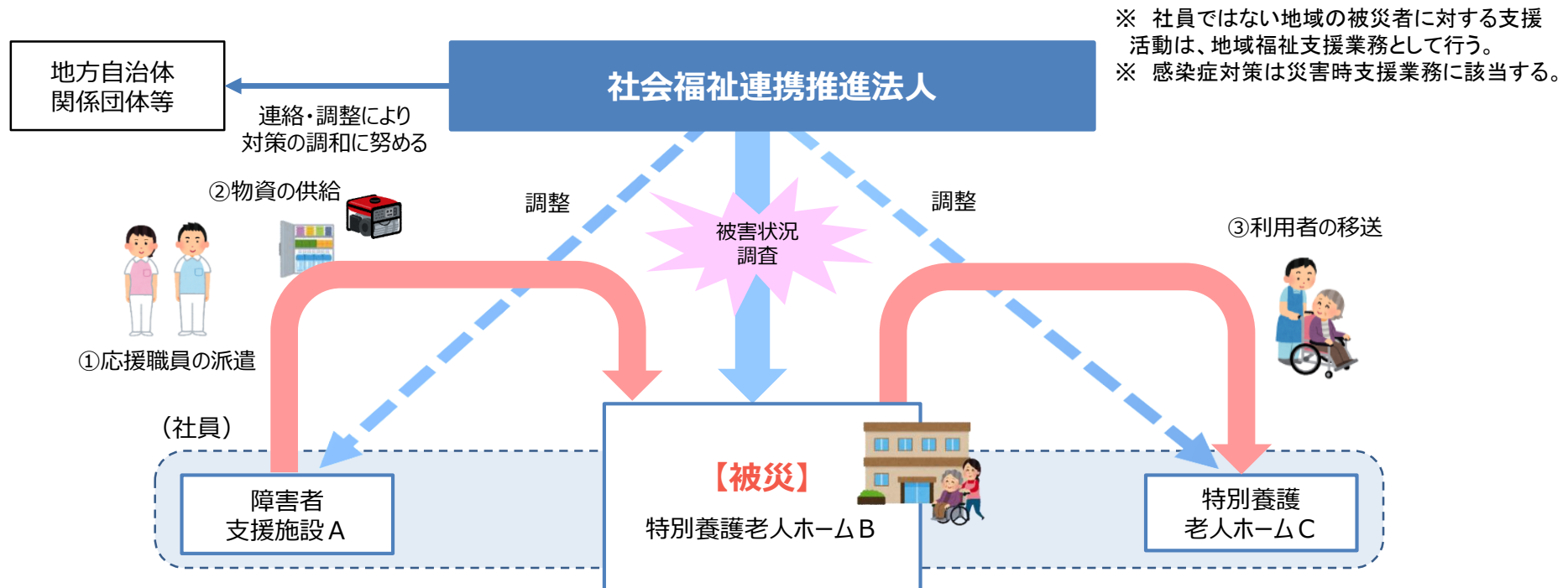
※ 上記に該当する場合であっても、社員である法人の経営に影響を及ぼすことのないよう、社会福祉連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しないものとする。

(参考) 災害時支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」は、

- ・ ニーズの事前把握
- ・ BCPの策定や避難訓練の実施
- ・ 被災施設に対する被害状況調査の実施
- ・ 被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設の利用者の他施設への移送の調整
- ・ 被災施設で不足する人材の応援派遣の調整
- ・ 地方自治体との連絡・調整

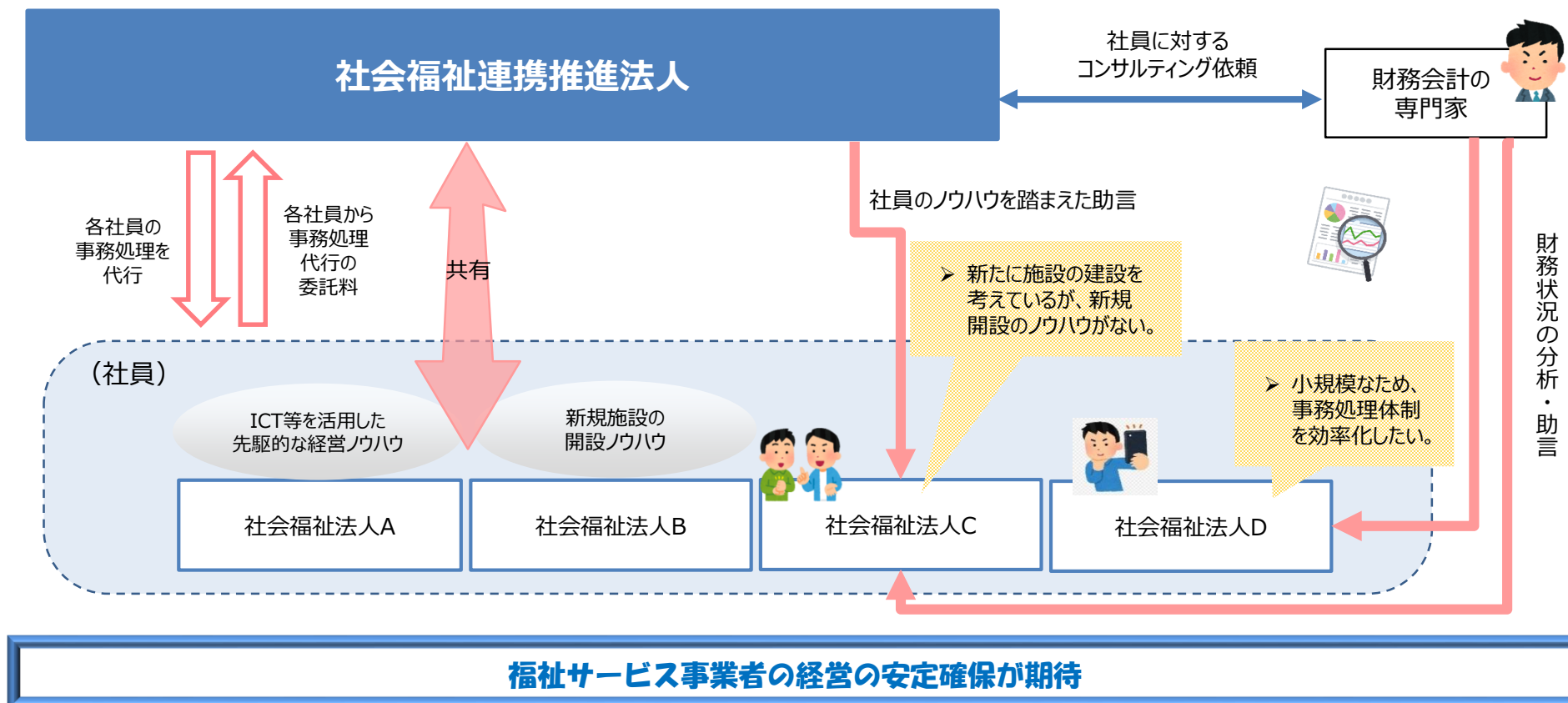
等の業務(※)が該当する。



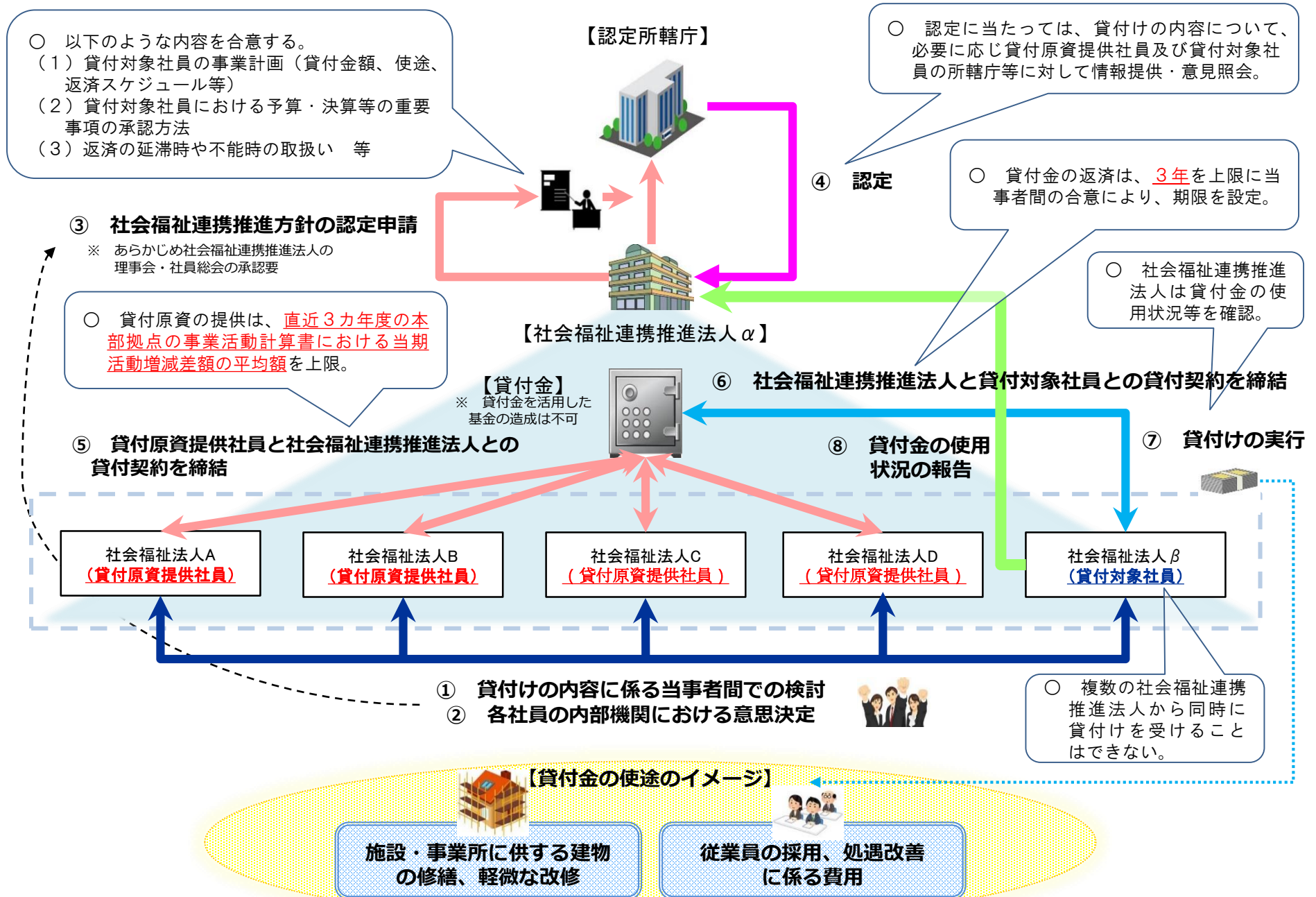
福祉サービス利用者の安心・安全確保、災害時の事業継続の強化に繋がる

(参考) 経営支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、
- ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
 - ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
 - ・ 社員の財務状況の分析・助言
 - ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
 - ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行
- 等の業務が該当する。



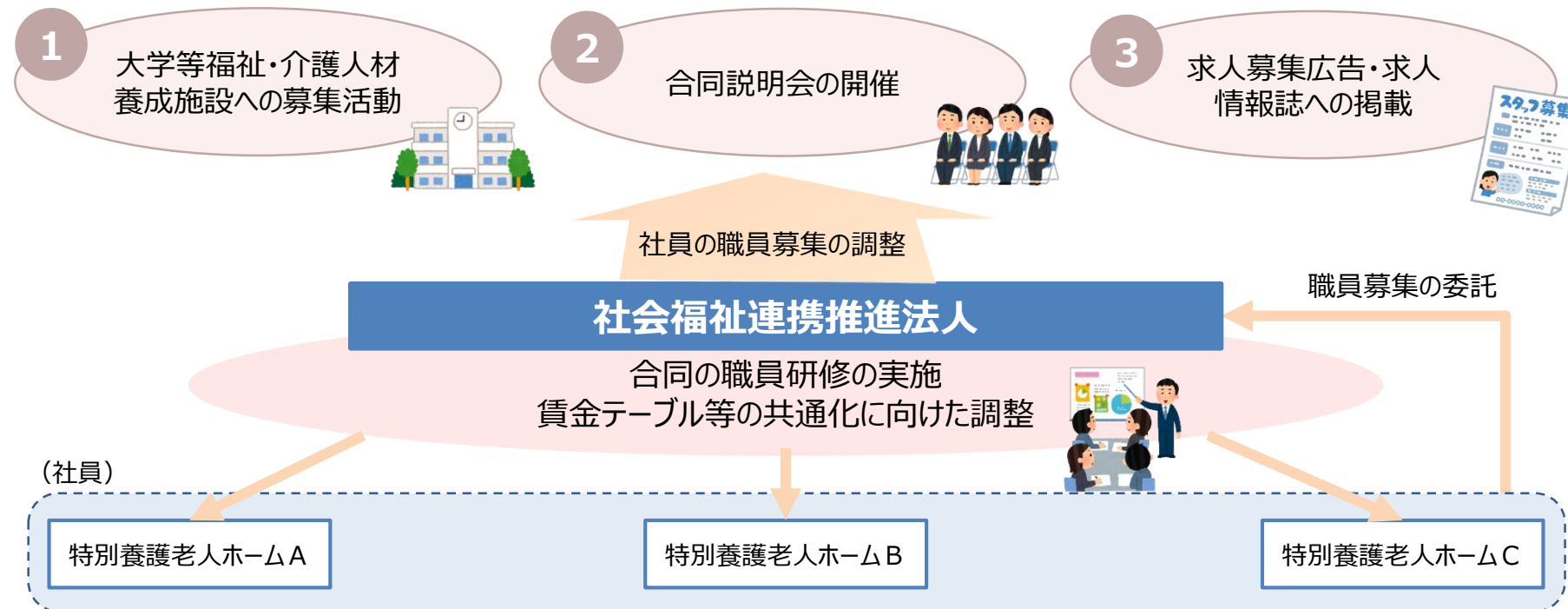
（参考）社会福祉連携推進法人が行う貸付けの基本スキーム



(参考) 人材確保等業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修」は、
- ・ 社員合同での採用募集
 - ・ 出向等社員間の人事交流の調整
 - ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
 - ・ 社員の施設における職場体験、現場実習等の調整
 - ・ 社員合同での研修の実施
 - ・ 社員の施設における外国人材の受け入れ支援
- 等の業務(※)が該当する。

※介護職種に係る技能実習の監理団体については、経営支援業務として行う。



学生等求職者への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

(参考) 物資等供給業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、

- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
- ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
- ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
- ・ 社員の施設で提供される給食の供給

等の業務が該当する。



設備・物資の大量購入による調達コストの縮減が期待

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
低 連携・結合の度合 高	緩やかな連携	自主的な連携、業務連携 社会福祉協議会を通じた連携 ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
			限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉連携推進法人	▶ 法人の自主性を確保しつつ、 法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ▶ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ▶ 社会福祉事業を行うことは不可	▶ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ▶ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者	▶ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重 （連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員の一致の決議を必要とすることなどを定款に定めることが望ましい）	▶ 限定なし（活動区域は指定）	▶ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
	（法人レベル）合併 （施設レベル）事業譲渡	○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更につながるため合意形成に時間を要する。（合併は年間10件程度）	（合併） ・社会福祉法人（事業譲渡） ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

社会福祉連携推進法人に期待される役割について

地域共生社会への視点

- 地域共生社会の実現に向け、法人の施設種別を超えた取組を構想



経営基盤強化の必要性

- 人口減少、共同体機能の脆弱化といった地域ニーズの変化に対応し、安定的にサービスを提供するため、法人の持続可能な経営基盤の確保の方策を検討



選択肢のひとつとして

社会福祉連携推進法人の設立



同じ思いを持つ法人同士が連携し、創意工夫のある取組を
できるところから始めて着実に育てる

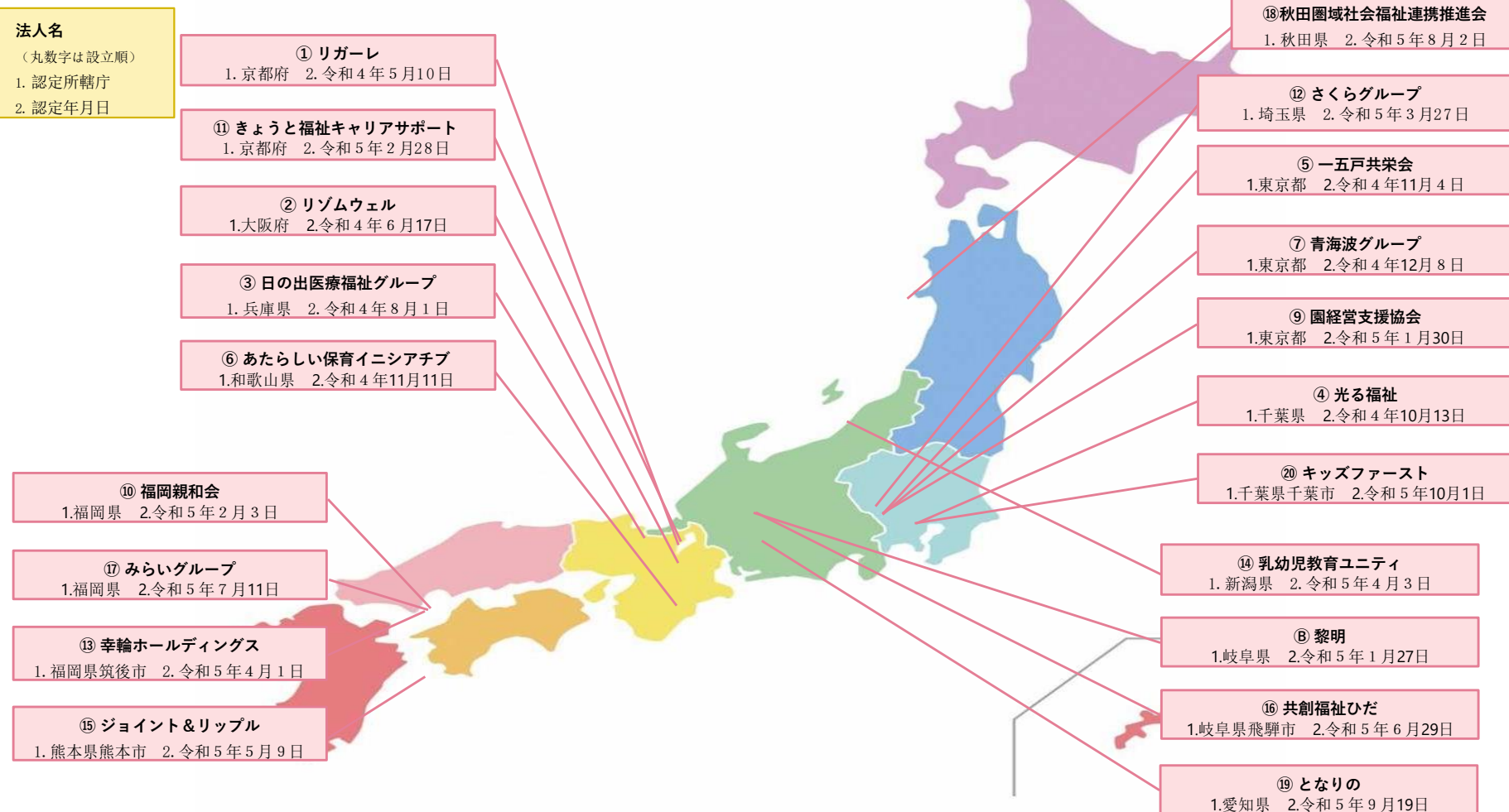
人口減少等の局面にあっても 未来へと繋がっていく地域づくりのプラットフォームへ

→ 厚生労働省としても、好事例を収集し、関係者の皆様の参考となるよう、積極的な情報発信をしてまいりたい。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和5年10月1日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**20法人**（※）。

（※）令和5年9月19日認定の法人について、令和5年11月27日に報告があり追加。



ご清聴

ありがとうございました